

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

6月21日時点の情報です。詳しくは、各担当または市ホームページへ。



## 青少年フェスティバルを中止

11月に実施する予定でしたが、中止します。

☆詳しくは、青少年係(アキシマ エンシス校舎棟内) ☎5443313へ。

## 生活困窮者自立支援金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯に対して、原則、求職活動を行うことなどを要件として、支援金を支給します。

支給要件を満たしていることを確認できる書類(ハローワークの求職受付票、給与明細書の写し、通帳の写しなど)の提出が必要ですが、詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

◇対象 社会福祉協議会で実施している総合支援資金(特例貸付)について、次のいずれかに該当し、表1の支給要件をすべて満たす世帯の世帯主

表1 支給要件

	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
世帯の月の収入合計額	13万7700円以下	19万4000円以下	24万1000円以下
世帯の預貯金の合計額	50万4000円以下	78万円以下	100万円以下
求職活動	次のすべての活動をする *月2回以上、ハローワークで職業相談などを受ける *月1回以上、昭島市くらし・しごとサポートセンターの支援を受ける *原則週1回以上、求人先へ応募するか面接を受ける		

(生活保護受給世帯を除く)  
\*再貸付が8月までに終了している

\*再貸付の申請をし、対象外となつた ほか

◇支給額

\*単身世帯 11月6万円

\*2人世帯 11月8万円

\*3人以上世帯 11月10万円

◇支給期間 3か月

◇申請 申請書と必要書類を7月5日～8月31日までに市役所福祉総務課へ

※申請書は市役所福祉総務課で配布するほか、市ホームページへ

ジからダウンロードもできません。  
☆詳しくは、福祉総務課へ。

## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)を支給

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)を支援するため、給付金を支給します。

◇対象 次のすべてに該当する世帯(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

\*18歳未満のお子さん(令和3年3月31日時点)・障害児の場合20歳未満)を養育している

\*4年2月28日までに生まれる新生児も対象となります。

\*令和3年度の住民税均等割が非課税、または、3年1月1日以降の収入が急変し住民税均等割が非課税相当となつた

◇支給額 お子さん1人につき5万円

◇申請 ①3年4月～4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税均等割が

非課税の世帯(申請不要)児童手当または特別児童扶養手当の支給口座へ7月中に振り込み予定)

②①以外(高校生のみ養育している、収入が急変したなどの世帯)申請書と必要書類を4年2月28日までに市役所手

当・医療助成係へ(詳しくは問い合わせを)

※申請書は、市役所手当・医療助成係、東部出張所、あいぽっく、各市立会館で配布しています(閉所・休館日を除く)市ホームページからダウンロードも可。

☆詳しくは、厚生労働省コールセンター ☎0120-811166 (平日の午前9時～午後6時)、または、市役所手当・医療助成係へ。

## 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免

令和3年度分(令和3年4月1日～4年3月31日の納期分)の保険料または保険料を減免し

ます。

減免額や申請方法など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

◇対象 主たる生計維持者が、次の①に該当する、または、②～④のすべて(介護保険料は③④)に該当する世帯

①新型コロナウイルス感染症により死亡した、または、重篤な傷病を負つた

②前年の合計所得金額が1000万円以下である

③新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年と比べて30%以上減少することが見込まれる

④③で減少している収入以外の前年所得が合計400万円以下である

☆詳しくは、国民健康保険税については保険年金課保険係、後期高齢者医療保険料については保険年金課後期高齢者医療係、介護保険料については介護福祉課保険料担当へ。